

## 計画の性格

- この計画は、「和光市男女共同参画推進条例」に規定される「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- この計画は、「女子差別撤廃条約」、「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画基本計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、「埼玉県男女共同参画推進条例」、「埼玉県男女共同参画推進プラン」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(埼玉県)」をはじめ、「和光市総合振興計画」、「和光市次世代育成支援対策行動計画」、「和光市地域福祉計画」、「和光市長寿あんしんプラン」、「和光市国際化推進計画」等との整合性を図っています。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(埼玉県)」に基づく、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての位置づけを担っています。
- この計画は、「和光市男女共同参画推進審議会」及び「和光市男女共同参画庁内連絡会議」における審議を中心に、男女共同参画市民意識調査等の市民の意見を反映しています。

## 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間で、なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

## 指標の設定

施策の実質的効果を把握するため、各主要目標に平成32年度までの指標(数値目標)を定めています。

## 重点課題の設定

- 和光市男女共同参画市民意識調査の結果を踏まえて、5つの重点課題を定め、この課題に対応する施策を重点的に進めます。
- あらゆる暴力の根絶
  - 子育てにおける男女共同参画の推進
  - ワーク・ライフ・バランス
  - 男女の人権を尊重する意識の浸透
  - 働く場における男女共同参画の推進(※調査結果上位5位)



### 女子差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)  
昭和54年に国連総会で採択され、日本は昭和60年に批准しました。この条約によって、性別による差別や偏見をなくし、男女平等を達成することが世界的な約束として位置づけられました。

### 和光市男女共同参画推進条例

男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方を定めた条例です。この条例には、基本理念や市、市民、事業者の責務などが定められています。

### 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事」、「女は家庭」や「男は主」、「女は従」など性別によって固定的な役割を決めつける意識のことをいいます。

### 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

中心的課題には、いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安心で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じた性と生殖に関する課題が幅広く審議されています。

### ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようにすること。

### 女性活躍推進法

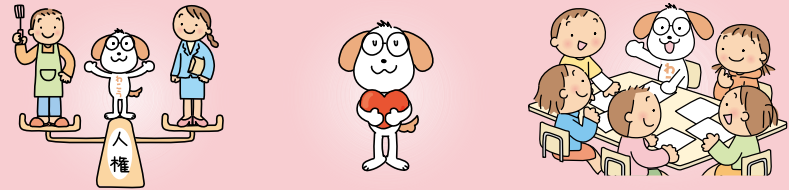
平成27年に成立、公布、施行された法律で、女性が職業生活において十分能力を發揮し、活躍できる環境整備のために、国、地方公共団体、企業の責務等を定めた、10年の時限立法です。



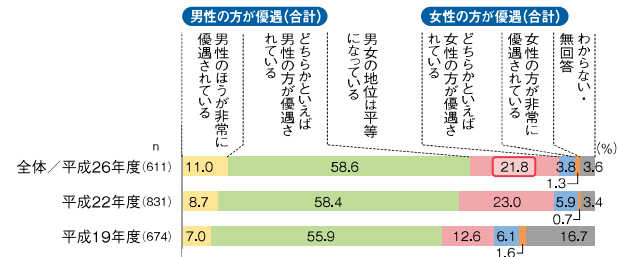
## 基本目標 1 男女共同参画意識の普及啓発

- 一人ひとりが男女平等の理念を理解し、性別による固定的な役割分担意識を解消するために、男女共同参画意識の普及啓発を図ります。また、男女が社会のあらゆる場で個性や能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、地域などにおける男女平等教育を推進し、学習機会の提供に努めます。

- 主要目標**
- (1) 男女の人権を尊重する意識の浸透
  - (2) 性別による固定的な役割分担意識の解消
  - (3) 男女平等教育の推進



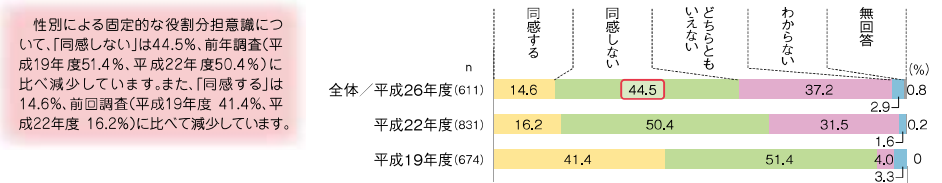
社会全体における男女の地位の平等感



社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」は11%、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」は58.6%となっています。また、「男女の地位が平等になっている」は21.8%、前回調査(平成19年度 12.6%、平成22年度 23%)に比べて微減しています。

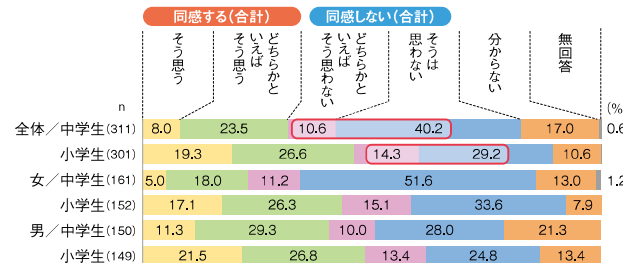


「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識(おとな)



性別による固定的な役割分担意識について、「同感しない」は44.5%、前年調査(平成19年度51.4%、平成22年度50.4%)に比べ減少しています。また、「同感する」は14.6%、前回調査(平成19年度 41.4%、平成22年度 16.2%)に比べて減少しています。

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識(子ども)



性別による固定的な役割分担意識について、「同感しない」は、中学校50.8%、小学校43.5%となっています。また、一方で、「同感する」は、中学校31.5%、小学校45.9%となっています。

※グラフ上の□は、計画策定時の現状値です。  
※nの全体数には性別未記入の方が含まれています。